○文部科学省令第八号

文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）及び文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）を実施するため、文部科学省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

文部科学大臣　柴山　昌彦

文部科学省組織規則の一部を改正する省令

第一条　文部科学省組織規則（平成十三年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

第九条の見出し及び同条第一項中「情報システム企画室」を「サイバーセキュリティ・情報化推進室」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　サイバーセキュリティ・情報化推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　文部科学省のサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保並びに情報システムの整備及び管理に関する政策の企画及び立案に関する総合調整に関すること。

二　文部科学省の情報システムの整備及び管理に関すること。

第九条第六項中「情報システム企画室」を「サイバーセキュリティ・情報化推進室」に改める。

第二十六条見出し中「並びに学校体験活動推進専門官」を削り、同条第一項中「並びに学校体験活動推進専門官及び進路指導調査官それぞれ」を「及び進路指導調査官」に改め、同条中第六項を削り、第七項を第六項とする。

第三十七条見出し中「及び大学改革支援専門官」を削り、同条第一項中「及び大学改革支援専門官それぞれ」を削り、同条第二項中「並びに大学改革支援専門官」を削り、同条第一項中「及び私学行政専門官」を削り、同条第四十二条見出し中「及び私学行政専門官」を削り、同条第一項中「及び私学行政専門官一人」を削り、同条中第六項を削る。

第四十四条の見出し並びに同条第一項及び第三項中「私学経営専門官」の下に「、学校法人経営特別対策専門官」を加え、同条第四項中「関するもの（」の下に「学校法人経営特別対策専門官、」を加え、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　学校法人経営特別対策専門官は、参事官のつかさどる職務のうち文部科学大臣が所轄庁である学校法人のうち経営が困難になったものの経営判断に係る専門的、技術的な指導及び助言に関するもの（学校法人危機管理対策専門官の所掌に属するものを除く。）を助ける。

第八十一条見出し中「国際文化交流室」の下に「及び興行入場券流通対策専門官」を加え、同条第一項中「国際文化交流室」の下に「及び興行入場券流通対策専門官一人」を加え、同条に次の一項を加える。

5　興行入場券流通対策専門官は、興行入場券（特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律（平成三十年法律第百三号）第二条第二項に規定する興行入場券をいう。）の適正な流通の確保に関する関係行政機関の事務の調整に関する事務のうち専門的事項についての調整に当たる。

第二条　文部科学省組織規則の一部を次のように改正する。

第二十八条見出し中「及び特別支援教育調査官」を「、特別支援教育調査官及び医療的ケア対策専門官」に改め、同条第一項中「及び特別支援教育調査官八人」を「、特別支援教育調査官八人及び医療的ケア対策専門官一人」に改め、同条第三項中「対する教育」の下に「（次項において「特別支援教育」という。）」を、「健康教育・食育課」の下に「及び医療的ケア対策専門官」を加え、同条に次の一項を加える。

4　医療的ケア対策専門官は、特別支援教育のうち医療的ケアに関する専門的事項についての指導及び助言に当たる。

第三十五条第一項中「四人」を「三人」に改める。

第四十条第一項中「企画官、」を「企画官二人並びに」に改める。

第五十条第三項中「及び量子ビーム利用推進専門官」を「並びに量子ビーム利用推進専門官及び放射光施設推進専門官それぞれ」に改め、同条に次の一項を加える。

5　放射光施設推進専門官は、放射光施設（特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第二条第三項に規定する放射光を使用して研究等を行うための施設をいい、同項に規定する特定放射光施設を除く。）の整備及び利用等の推進に関する専門的事項についての企画及び立案に当たる。

第六十条第五項中「ヒト胚研究対策専門官」の下に「、核移植研究対策専門官」を加え、同条第六項中「平成十二年法律第百四十六号」の下に「。以下この条において「法」という。」を加え、「同法」を「法」に改め、「専門的事項」の下に「（核移植研究対策専門官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条中第十三項を第十四項とし、第七項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、第六項の次に次の一項を加える。

7　核移植研究対策専門官は、法第二条第一項第九号に規定するヒト胚核移植胚に関する研究及び同項第二十一号に規定する融合（一の細胞の核を他の除核された細胞に移植することに限る。）に関する技術を用いた研究に関する生命倫理に係る専門的事項についての指導及び助言に当たる。

第七十三条中第十項を第十一項とし、第五項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、第四項中「室長」の下に「及び運動部活動改革専門官一人」を加え、同項の次に次の一項を加える。

5　運動部活動改革専門官は、学校における運動部活動の改革に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。

附　則

この省令中、第一条の規定は平成三十一年四月一日から、第二条の規定は平成三十一年十月一日から施行する。

○文部科学省令第九号

文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）第八十一条第五項の規定に基づき、国立教育政策研究所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

文部科学大臣　柴山　昌彦

国立教育政策研究所組織規則の一部を改正する省令

国立教育政策研究所組織規則（平成十三年文部科学省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（総務部に置く課）	（総務部に置く課）
第五条　総務部に、次の三課を置く。	**第五条**　総務部に、次の二課を置く。
総務課	総務課
会計課	会計課
研究支援課	
（総務課の所掌事務）	（総務課の所掌事務）
第六条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。	**第六条**　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～五　［略］	一～五　［略］
六　国立教育政策研究所の所掌事務に関する連絡調整に関すること。（研究支援課の所掌に属するものを除く。）	六　国立教育政策研究所の所掌事務に関する連絡調整に関すること。
七～八　［略］	七～八　［略］